

滋賀県物品関係一般競争入札に係る参加基準

(趣 旨)

第1条 県が発注する物品の買入れ、物品の製造もしくは修繕の請負または役務の提供に係る契約（建設工事に係るものを除く。）（以下「調達案件」という。）に係る一般競争入札の参加条件については、別に定めるもののほか、この基準によるものとする。

(適用範囲)

第2条 この基準の適用範囲は、予定価格が、原則として滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第219条各号に定める額を超える契約とする。ただし、予定価格がそれぞれ当該金額を超えない調達案件について、この基準を適用することを妨げるものではない。

2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用対象となる調達案件については、この基準は適用しない。

(用語の意義)

第3条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者

滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号。以下「要綱」という。）第5条に規定する資格者名簿に登録された者をいう。

(2) ブロック

滋賀県内を本庁直轄（大津市）、南部（草津市、守山市、栗東市、野洲市）、甲賀（甲賀市、湖南市）、東近江（近江八幡市、東近江市、蒲生郡）、湖東（彦根市、愛知郡、犬上郡）、湖北（長浜市、米原市）および高島（高島市）の7区域に分割した一つの区域単位をいう。

(3) 納品場所

調達案件に係る物品等の納品先である本庁の課もしくは室、行政委員会の事務局もしくは課または地方機関をいう。

(4) 県内事業者

滋賀県内に本店を有する事業者をいう。

(5) 準県内事業者

滋賀県外に本店を有する事業者の内、滋賀県との取引の権限を滋賀県内の営業所等に委任している事業者をいう。

(6) 県外事業者

前号に掲げる事業者以外の滋賀県外に本店を有する事業者をいう。

(入札に参加する事業者に必要な資格)

第4条 入札に参加しようとする事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

（参加条件）

第5条 前条の規定によるほか、次に掲げる参加条件を付けて一般競争入札を実施することができる。

- (1) 調達しようとする物品等に対応する営業種目を登録している事業者であること。
- (2) 事業者の所在する地域等
- (3) 滋賀県グリーン入札実施要綱に基づく環境配慮事業者およびG Pプラン登録事業者であること。
- (4) 滋賀県ナイスハート物品購入実施要綱に基づく障害者雇用促進事業者であること。

2 前項各号に掲げる参加条件は、原則として20人以上の入札参加可能事業者が見込まれるよう設定するものとする。

3 第1項第1号の営業種目は、原則として要綱第5条に規定する資格者名簿における中分類の営業種目によるものとする。

ただし、必要と認める場合または小分類もしくは細分類によっても前項の基準を満たす場合には、小分類または細分類によることができるものとする。

4 第1項第2号に規定する参加条件については可能な限り付すこととし、原則として次の各号の順位により条件を設定するものとする。

- (1) 県内事業者
- (2) 準県内事業者
- (3) 県外事業者

5 前項の規定にかかわらず、必要と認める場合で第2項の基準を満たす場合には、前項第1号にあっては納品場所の所在するブロック内またはそのブロック内およびそのブロックに隣接するブロック内に本店または営業所を有する県内事業者を、同項第2号にあっては納品場所の所在するブロック内の営業所等に取り引の権限を委任している準県内事業者を、それぞれ各号の順位に先んじて設定することができる。

6 第1項の規定によるほか、必要と認める場合は、次に掲げる要件を参加条件とすることができる。

- (1) 調達案件についての経験または技術的適性を有する事業者であること。
- (2) 法令等により物品の販売等に許可、認可等が義務付けられているものについては、その許可、認可等を有する事業者であること。
- (3) その他調達案件について、特に必要と認める要件を満たす事業者であること。

（その他）

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年1月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成24年1月4日から施行する。

付 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成27年2月16日から施行する。

付 則

この基準は、平成28年10月14日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年2月17日から施行する。